



札幌市で新たな設備投資を行う中小企業者等の皆様へ

## 令和8年度 先端設備等導入促進補助金のご案内

エネルギー価格高騰の影響や人手不足等に対応するため、省力化・合理化等を図ろうとする前向きな投資を行う市内中小企業者を支援することを目的に、労働生産性を向上させる先端設備等の導入に係る経費を補助します。

本市より「先端設備等導入計画」の認定を受けた方が同補助金の対象となり、さらに一定の要件を満たす場合、対象先端設備等に係る固定資産税が一定期間軽減される特例措置や、融資の際の保証枠の拡大等の支援を受けられます。札幌市内の事業所で設備投資を行う予定の方は、ぜひご活用ください。

### 1 補助対象者

補助対象者は、以下のすべての要件を満たす方とします。

- (1) 本市の区域内に事業所等を有する中小企業者であること。
  - (2) 次のいずれにも該当しないこと。
    - ア みなし大企業に該当する者
    - イ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業及びこれに類する事業)を行っている者
    - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が不適当と認める者
  - (3) 本市において、中小企業等経営強化法第52条第1項に定める先端設備等導入計画(以下単に「先端設備等導入計画」という。)の認定を受けた者であること。
  - (4) 補助対象とする設備は、市内で従業員が1名以上常勤する事務所等に導入するものであること。
  - (5) 令和8年11月30日までに、本市への交付申請を行うこと。
  - (6) 交付決定に基づき設備等を取得し、かつ取得に係る経費の支払い及び、設備の設置を完了させ、令和9年1月29日までに本市への実績報告を行うこと。
  - (7) 同一の取得設備において、札幌市の他の補助金の交付申請を行っていないかつ行う予定がないこと。
  - (8) 同一の取得設備において、国、道、市その他の団体による他の補助金等の交付申請を行っている又は行う予定の場合、その補助率は5分の4以下であること。
  - (9) 市税の滞納がないこと。
  - (10) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のない者であること
- (注1)本補助金の交付を受けることができるのは、同一の中小企業者において8年度中1回限りです。

### 2 受付期間:令和8年4月1日(水)から令和8年11月30日(月)まで

※期間内であっても予算の上限額に達した時点で受付を終了いたします。

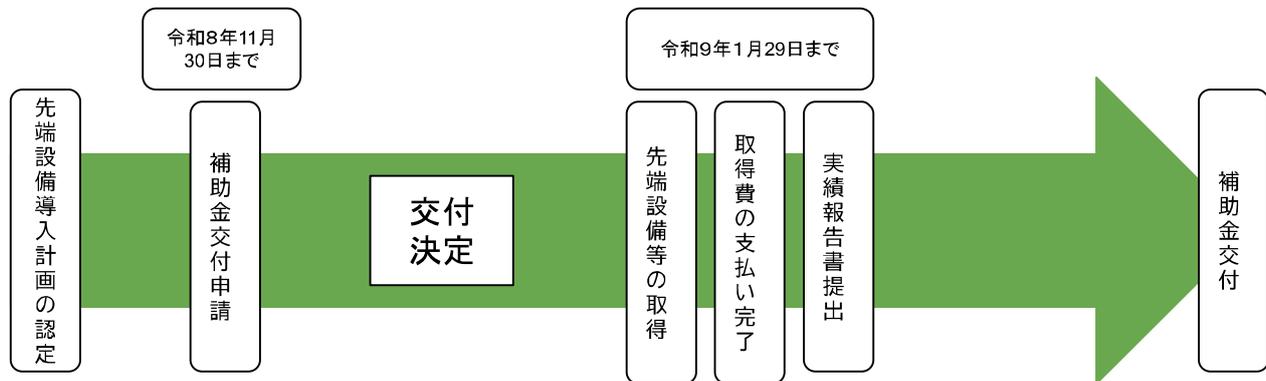
※交付申請し、交付決定を受けた後、令和9年1月29日(金)までに補助対象設備等を取得し、かつ、取得に係る経費の支払いを完了するものに限りです。

### 3 補助内容

補助対象経費	補助率	補助限度額
認定を受けた先端設備等導入計画に記載された下記の設備等本体の購入代価とします。(申請代行費、消費税及び地方消費税等を除く) ①機械装置 ②測定工具及び検査工具 ③器具備品 ④建物附属設備 ⑤ソフトウェア <b>※1基、1台あたりの取得に係る経費が160万円以上のもの。</b>	<b>補助対象経費×20%</b> ※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。	<b>500万円</b>

※経費の確認のため、補助対象者は、補助対象設備の見積書、を**原則2社分以上**提出しなければならず、その内一番低い価格を補助対象経費とします。

### 4 申請手続き



### 5 申請に必要な書類(補助金交付申請)

対象先端設備等を**取得するよりも前**に、以下の書類を提出し**交付決定を受けること**。

札幌市先端設備等導入支援補助金交付申請書(様式第1号)

- (1) 補助対象設備等の一覧表(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 補助対象設備に係る1件毎の見積書又はその他これに相当する書類の写し(2社分以上)
- (4) 本市において認定された先端設備等導入計画に係る認定通知書の写し  
 ※先端設備等導入計画の申請と同時に、補助金の交付申請を行う場合は不要
- (5) その他市長が必要と認める書類

○札幌市先端設備等導入促進補助金補助金のお申込み・お問い合わせ先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援課

TEL:011-211-2372

URL:<https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/r8sentanhojyokin.html>